2021年10月15日発行（毎月1回15日発行）第75巻10号　ISSN 1342-5226

健康保険

2021 October 10

特集

2022年度診療報酬改定に向けた議論がスタート！山積する課題にどう取り組むか!?

人口構造の変化を見据え 医療機能分化・強化と連携を加速

効果的で効率的な体制が非常時にも有効

健保連 政策部 医療・診療報酬グループ

大局大説

SDGsに向けた保険者の役割

田極 春美

被保険者証とマイナンバー

本年9月1日、菅首相の強い思い入れの下「デジタル庁」が発足した。「行政のデジタル化」、「医療・教育・防災をはじめ産業社会全体にわたるデジタル化」、「誰もが恩恵を享受できるデジタル化」、の3本の柱を掲げており、マイナンバー制度により国民一人ひとりのウェブサイトである「マイナポータル」による行政手続きのオンライン申請とそれによるワンストップサービスの実現が期待されている。

医療保険の分野では、マイナンバーカードにより自身の健診や服薬等の履歴情報の閲覧等が可能となるとともに、医療機関や保険薬局の窓口におけるオンラインによる資格確認が可能となり、マイナンバーカードはマイナポータルからの申し込みにより健康保険証としても使えるようになった。

適切な保険給付と利用のためには、被保険者資格の得喪についての的確な管理が大前提となる。被保険者資格の得喪確認については、健康保険組合(協会けんぽの被保険者については厚生労働大臣)の確認によって効力を生ずることとされ、健保組合が被保険者資格の取得の確認を行ったとき、または被保険者等記号・番号を変更したときは、被保険者証を事業主に送付し、事業主は遅滞なく被保険者証を被保険者に交付しなければならないとされているが、マイナンバーカードでの保険証利用であれば、今後即時の資格付与、喪失も可能となる。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、当初本年3月より本格稼働の予定とされ、健保組合においては、その基盤となる加入者情報等のデータ入力や確認などに取り組んできた。

しかし医療機関等のシステム対応の遅れやデータ正確性の担保などの観点から、政府は、本格稼働を本年10月としてプレ運用期間を延長するとともに、9月末までを「集中導入期間」として医療機関等への啓発と参加要請を進めた。

遺憾ながらシステム接続の前提となる顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関等は全体の約56%、システム接続まで完了しているのはまだ約6%にとどまっている(9月12日時点)。

「誰もが恩恵を享受できるデジタル化」のため、それに必要な「マイナンバーカードの普及」を一層積極的に進めていくべきことは言うまでもない。

さらに、オンライン資格確認だけにとどまらず、オンライン診療の適切で効率的な実施、かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進、重複・頻回受診やポリファーマシー・残薬問題の是正のためにも、日本医師会をはじめとする診療側の積極的な対応が求められている。

また、医療と介護の連携などの観点からも、マイナンバーカードと現行の健康保険・介護保険の被保険者証の関係や、データヘルスの推進など業務のあり方全般についての見直しも課題となってくるし、いずれ健康保険の被保険者証のあり方そのものが論議される時期が来ることになるとも考えられる。検討を急ぎたい。